# 労働安全衛生規則第五百七十七条の二第三項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（がん原性物質）

参考

## ○対象物質

労働安全衛生規則第34条の２の７第１項第１号に規定する**リスクアセスメント対象物のうち**、国が行う**化学物質の有害性の分類**の結果、**発がん性の区分が区分１に該当する物**※1であって、**令和３年３月31日までの間**において当該区分に該当すると分類されたもの

ただし、以下のもの及び事業者が上記物質を**臨時に取り扱う場合**を除く

- **エタノール**※2
- **特別管理物質**※3

※1　国によるGHS分類（国際的に推奨されている化学品の危険有害性の分類方法に従って実施した分類）の結果、発がん性が区分１（区分１A又は区分１Bを含む）に分類されたもの。区分１は、ヒトに対する発がん性が知られている又はおそらく発がん性がある物質が分類される。

※2　エタノールは、国によるGHS分類で発がん性区分１Aとされているが、これはアルコール飲料として経口摂取した場合の健康有害性に基づくものであることを踏まえ、業務として大量のエタノールを経口摂取することは通常想定されないこと、疫学調査の文献からは業務起因性が不明であることから、対象から除外した。

※3　特定化学物質障害予防規則第38条の３に規定する特別管理物質をいう。特別管理物質は、特化則において作業記録簿等の記録の30年間保存の義務がすでに規定されており、二重規制を避けるため、対象から除外した。

## ○施行期日等

適用日：令和５年４月１日（注）

（注１）令和５年４月１日から適用される物質（約120物質）

（注２）令和６年４月１日から適用される物質（約80物質）：同日にリスクアセスメント対象物として追加※4される物質のうち、発がん性区分１に該当するもの

※4　労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和４年政令第51号）及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第25号）の施行により追加されるリスクアセスメント対象物

※5　がん原性物質の対象物質の一覧は別添３のとおり。

※6　国によるＧＨＳ分類結果によって、発がん性区分１に該当するがん原性物質が追加・変更された場合、告示改正により、それら物質を順次追加していく。

# 年度別がん原性物質の範囲の拡大（イメージ図）

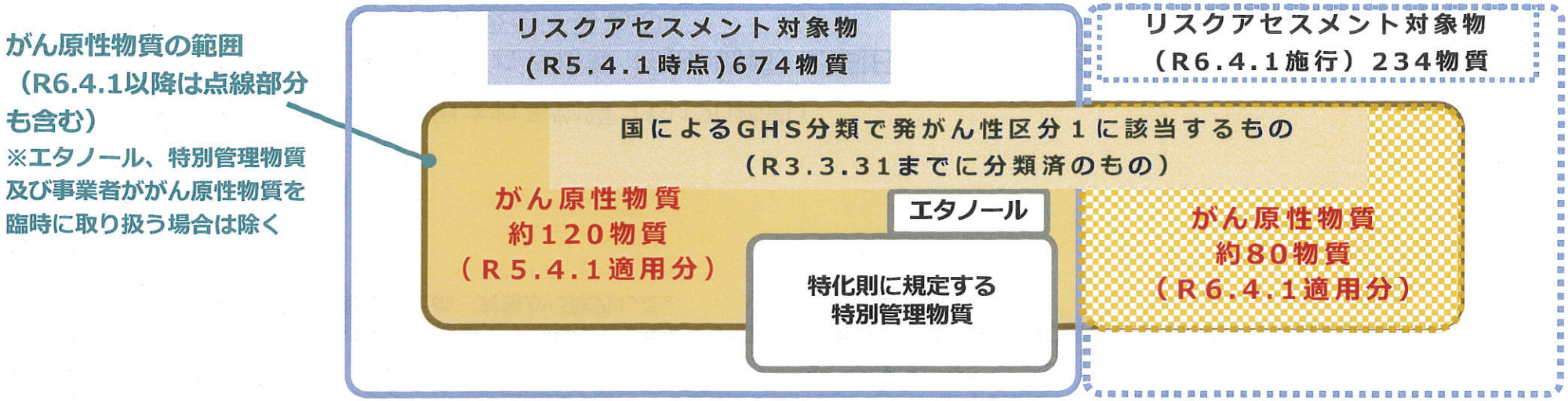


（参照条文）

○　労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第91号）による改正後の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）
第577条の２（令和５年４月１日施行）（令和６年４月１日以降は第577条の２第11項）
３　事業者は、次に掲げる事項（第三号については、**がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。）**を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に限る。）について、一年を超えない期間ごとに一回、定期に、**記録を作成し、当該記録を三年間（第二号（リスクアセスメント対象物がん原性物質である場合に限る。）及び第三号については、三十年間）保存する**とともに、第一号及び第四号の事項について、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければならない。
一　第一項の規定により講じた措置の状況
二　**リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者のリスクアセスメント対象物のばく露の状況**
三　**労働者の氏名、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間並びにがん原性物質により著しく汚染される事態が生じたときはその概要及び事業者が講じた応急の措置の概要**
四　前項の規定による関係労働者の意見の聴取状況

第577条の２（令和６年４月１日施行）
５　事業者は、前二項の健康診断（以下この条において「リスクアセスメント対象物健康診断」という。）を行つたときは、リスクアセスメント対象物健康診断の結果に基づき、**リスクアセスメント対象物健康診断個人票（様式第二十四号の二）を作成し、これを五年間（リスクアセスメント対象物健康診断に係るリスクアセスメント対象物がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。）である場合は、三十年間）保存しなければならない。**